



本年の年末調整業務は「配偶者控除等申告書」が新たに加わったことにより、書き方について従業員からの問い合わせが増える等、担当者の負担が増えています。配偶者の給与収入が201万6,000円を超えない場合は「配偶者控除申告書」の提出が必要となり、配偶者控除または配偶者特別控除を受けることができます。しかし昨年までは、給与収入が103万円までの配偶者は、「扶養控除申告書」の「控除対象配偶者」欄に記載するだけで配偶者控除を受けることができたため、本年は「配偶者控除等申告書」の提出忘れが多くなっているようです。

配偶者の年間所得を正確に確認するためには、「配偶者控除申告書」を確認する必要があり、万一の税務調査では未提出を指摘される可能性があります。確実に提出してもらうようにしましょう。

●「年次有給休暇の5日取得義務」に向けて（2019年4月1日～）

平成30年「就労条件総合調査」が厚生労働省から発表されました。これによると、平成29年の年次有給休暇の取得率は「51.1%」で、前年に比べて1.7%の上昇となったとのこと。

改正労働基準法により、大企業・中小企業問わずすべての企業において、2019年4月からは「年10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させること」が義務づけられます。



対象者：年次有給休暇が10日以上付与される労働者に限る

※管理監督者を含む

「年5日」の数え方：労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日（基準日）から1年以内に5日
※会社の基準日を設けて一斉付与の場合は、一斉付与の基準日から1年

取得の方法：

- ①使用者が労働者に取得時期の意見聴取
- ②労働者の意見を尊重して、**使用者が取得時季を指定**

※労働者が自ら申し出て取得した日数や計画的付与による日数は、5日から控除可

記録の方法：

年次有給休暇管理簿（労働者ごとに時季、日数、基準日を記録）を作成し、3年間保管
※労働者名簿または賃金台帳を合わせて作成可

この改正により事業主は、労働者に対して確実に5日間の年次有給休暇を取得させなければならなくなり、有効な対策として「計画的付与制度」の導入を検討される例が増えています。

【年次有給休暇の計画的付与制度とは】

年次有給休暇のうち5日を超える分については、労使協定を結ぶことで事業主が計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度であり、次の3つの方法があります。

①事業場全体の休業による一斉付与の方法

※工場など製造レーンの操業を一斉にストップさせて全従業員を休ませることができる事業場で活用することができます。

②班別の交代制による付与の方法

※事業場で一斉に休みを取ることが難しい業態や、流通・サービス業など定休日を増やすことが難しい企業で活用することができます。

③年次有給休暇付与計画表による個人別付与の方法



①②は、年末年始休暇や夏季休暇、GW休暇などを計画的付与に変えて運用する例が多いですが、労働者にとっては出勤日数が増える（結果的に有給休暇を取得して休むとしても）ことになり、不利益変更となります。また、時間外・休日・深夜労働の割増単価にも影響が出ることもあるため、導入する際は、労働者への説明を十分に行い、適正に労働者代表を選出したうえで労使協定を締結しなければなりません。導入にあたっては、ぜひ、社労士法人トップアンドコアへご相談ください。

●労働条件明示の方法として、FAX・電子メールも可能に！（2019年4月1日～）

働き方改革関連法のうち、労働基準法施行規則についてもいくつかの見直しがありました。

(1) 明示しなければならない労働条件を「事実と異なるもの」としてはならない

→「事実と異なるもの」の場合、労働者は即時に労働契約を解除することができる

(2) 労働条件の明示方法

これまで、書面の交付が義務づけられていた「労働条件通知書」について、一定の条件下ではFAXまたは電子メールでの明示が認められました。



■労働条件の明示方法について労働者が希望した場合、次の方法により明示することができる

①ファクシミリの送信 ②電子メール等の送信

ただし、労働者が電子メール等の記録を出力することにより書面を作成できるものに限る

(3) 36協定の過半数代表者

時間外・休日労働協定の締結等に際し、労働基準法の規定に基づき労働者の過半数代表者を選出するにあたっては、使用者側が指名するなど不適切な取扱いがみられるため、過半数代表者の要件として「使用者の意向に基づき選出されたものでないこと」が明記されました。

●平成30年版 過労死等防止対策白書が閣議決定

過労死等が特に多く発生しているとして重点業種・職種とされた「医療」「教職員」「IT産業」における労災事案等の分析や調査研究結果が公表されました。

【IT産業の労災事案】

脳・心臓疾患及び精神障害事案ともに30歳～40歳代のシステムエンジニアに多く、主な発症要因は長時間労働。長時間労働の発生要因は「トラブル等の緊急対応（59.1%）」「顧客の問題に対応（47.9%）」「仕様変更に対応（42.6%）」など、顧客対応に関するものが多く「顧客の理解や協力」を課題とする企業が多い（56.1%）結果となっている。

●確定申告書がスマホで作成可能に！（2019年1月～）

国税庁の「確定申告書等作成コーナー」にスマートフォン専用画面が新設され、スマホで確定申告書の作成ができるようになります。本人情報や源泉徴収票の内容等、質問に答える形式で入力しただけで確定申告書が完成します。これまでe-Taxを利用して確定申告を電子申請する場合、電子証明書の取得が必要でしたが、2019年1月からは「ID・パスワード方式」を選択できるようになり、電子証明書を読み込むためのICカードリーダーが無い場合でも電子申請が可能に。

【本社】 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 46F TEL：03-3349-8370
【名古屋支店】 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JPタワー名古屋 7F TEL：052-589-8753
【福岡支店】 福岡県福岡市博多区住吉 1-2-25 キャナルシティ・ビズネスセンタービル 6F TEL：092-273-0503
E-mail：info@topandcore.or.jp http://www.topandcore.com/

